

平成28年度第8回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成29年1月27日 午前9時～午前9時15分
2. 開催場所 土佐町役場会議室
3. 出席委員 (13名)
高石谿治夫・窪内康夫・細川盛次・和田勇・長野直樹・
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・
伊藤正枝・澤田順一・永野博隆
4. 欠席委員 近藤卓士
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：平成28年度第8回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。

会長：おはようございます。平成28年度の第8回土佐町農業委員会総会を開会をします。本日の会議録署名委員の指名を行います。9番 仁井田亮一郎委員、10番 伊藤弘康委員の2名を指名致します。よろしくお願ひします。議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は1件あります。3条の許可については町の許可になります。譲渡人、赤知市みづき二丁目230番地 川田 さん。譲受人、木山町寺家555番地 野藤 さん。土地は檜山字新屋敷156番1、地目・現況とも田、面積319平米。場所は、檜山の集落周辺です。売買による所有権移転で、売買価格は10万円です。10アールあたりの換算額は、約313,500円です。譲受人の自宅からの通作は車で15分で、農機具も所有しています。譲受人の耕作状況は本件が許可されると7,319平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することではなく許可できる案件であると判断しております。

会長：担当の澤田委員から補足説明がありますか。

澤田委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて第2号議案の非農地証明について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第2号議案非農地証明について説明します。申請人は 土佐町和田2437番地 さん。土地は、和田字能地峯2434番イ、地目 畑、現況 山林、224平米。転用された時期は昭和55年頃で、隣接地を植林した時に植林を行い、17年ほど前に伐採し、その

後クヌギと桧を植林し、現在は山林として管理しています。非農地証明後は地目変更登記の予定です。場所は申請人の自宅近くです。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる基準となっています。今回は20年以上経過しております。書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の永野博隆委員から補足説明がありますか。

永野委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第3号議案土佐町農地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第3号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。これについては30アールの耕作をしていなくても農地を借りることができます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権を設定する人、貸付人は[REDACTED]、[REDACTED]さん。土地は地蔵寺字仁井田林564番7、631平米。同じく564番8、1、298平米。同じく564番9、1、008平米。合計2,937平米で、いずれも地目田、現況畑です。場所は立割で運動公園の上の方です。賃借権の設定で、借りる期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年です。資料が誤って平成32年12月31日となっていますので、平成33年12月31日に修正をお願いします。申し訳ありません。賃借料は3筆で年間45,000円です。10アール当たり15,300円です。今までも借りており契約の更新です。ショウガを作付予定で、農機具は現在借りて耕作をしています。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の川井委員から補足説明がありますか。

川井委員：今までもずっとショウガや米ナスを作っています。

会長：更新ですね。

川井委員：更新です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議案件は終わりました。その他の件で事務局からありますか。

事務局 秦泉寺：2つ、机の上に研修会の案内を配布しております。2月の研修会で日も近いのですが、参加される方はそれぞれの申し先まで連絡をお願いします。

会長：2月2日と2月7日の別の研修ですね。

事務局 秦泉寺：2月2日の会場はこの会議室で、7日のは農協の2階です。

会長：参加者は多いですか。

事務局 秦泉寺：多くはないと思います。

会長：講師が来てくれるのに参加者が少ないと都合悪くないですか。

事務局 秦泉寺：れいほく未来の職員さんなどが参加してくれるようになっています。

会長：他にありませんか。

他委員：ありません。

会長：それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

議事録署名委員

山田 亮一 郎

議事録署名委員

伊藤 弘康